妙高市
住生活マスタープラン

令和３年３月

妙　高　市

◆　目次　◆

序章　はじめに **1**

１　計画の目的 1

２　計画の位置付け 1

３　計画の期間 2

４　計画の構成 2

第１章　住宅事情等に係る現状分析 **3**

１－１　人口・世帯数等の現状 3

１－２　住宅・住環境等の現状 8

第２章　住宅政策の取組状況 **23**

２－１　上位・関連計画における住宅政策の方向性 23

２－２　前回計画の取組状況 28

第３章　市民等の意向調査 **31**

３－１　市民アンケート 31

３－２　関係団体アンケート 47

第４章　住宅政策の課題 **53**

第５章　住宅政策の基本理念・基本目標・基本方針 **57**

５－１　住宅政策の基本理念 57

５－２　住宅政策の基本目標 58

５－３　住宅政策の基本方針 59

第６章　住宅施策の展開方向 63

６－１　今後の住宅施策の視点 63

６－２　住宅施策の展開方向 64

第７章　重点施策の展開方向 75

７－１　重点施策の基本的な方向性 75

７－２　重点施策の展開方向 76

第８章　公営住宅の供給方針 79

８－１　公営住宅の需要推計 79

８－２　将来ストック量の推計 82

８－３　公営住宅の供給方針 88

８－４　公営住宅の管理方針 88

第９章　計画の推進方策 89

９－１　施策の推進体制 89

９－２　計画の検証と見直し 91

資料編 93

１．パブリックコメントの結果 93

２．関連計画の概要 94

序章

はじめに

１　計画の目的

２　計画の位置付け

３　計画の期間

４　計画の構成

序章　はじめに

１　計画の目的

妙高市においては、国や県の平均を上回る速さで少子高齢化が進み、人口・世帯数とも大きく減少すると予測されています。それに伴い、空き家等の増加や多様化する住まいのニーズへの対応とサービスの維持が課題となっています。

また、近年毎年のように発生する大規模で激甚的な災害に対応した安全・安心な住まいづくりや環境に配慮した SDGs※や 2050 ゼロカーボンシティ※の達成に向けた取組が求められるなど、住宅を取り巻く社会情勢が急激に変化する現代では、様々な状況変化に対応した施策を迅速かつ的確に実現していくことが求められていることから、平成 23 年３月に策定し、令和２年度で計画期間が終了する「妙高市住生活マスタープラン」を改定し、住宅施策の推進を図ります。

２　計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「第３次妙高市総合計画」の下位に位置する住宅分野の部門計画であり、住宅政策を総合的かつ計画的に推進していくための指針として、本市の住宅施策に関する最も上位に位置付けられる計画となります。

また、策定にあたっては、住生活基本法※（平成 18 年法律第 61 号）に基づく住生活基本計画（全国計画、新潟県計画）や、「妙高市立地適正化計画」など、関連する部門計画との整合性を図っています。

■計画の位置付け

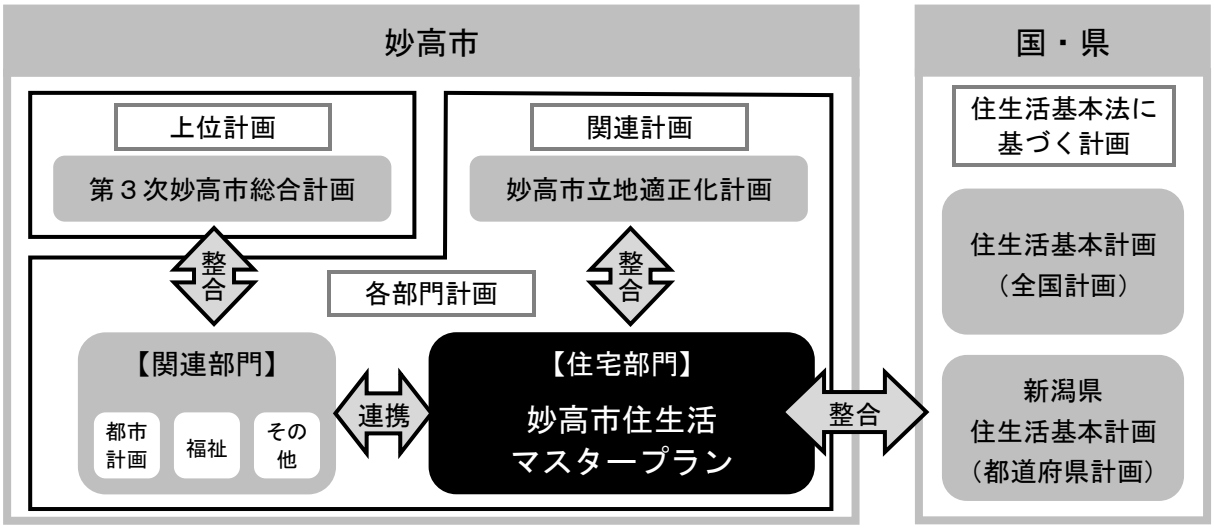

※SDGs
Sustainable Development Goals の略で、人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体的目標のこと。

※2050 ゼロカーボンシティ
脱炭素社会に向けて、2050 年二酸化炭素排出実質ゼロに取り組むこと。国の提言を受け、令和２年６月に「生命地域妙高ゼロカーボン推進宣言」をしている。

※住生活基本法
国民の豊かな住生活の実現を目指して、住生活の安定確保・向上の促進に関する施策について、基本理念、国等の責務、住生活基本計画、その他基本となる事項について定めた法律。

３　計画の期間

本計画の計画期間は、令和３（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とし、計画の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて、適宜見直しを行います。

４　計画の構成

序　章　はじめに
- １　計画の目的
- ２　計画の位置付け
- ３　計画の期間
- ４　計画の構成

第１章　住宅事情等に係る現状分析
- １－１　人口・世帯数等の現状
- １－２　住宅・住環境等の現状

第２章　住宅施策の取組状況
- ２－１　上位・関連計画における住宅施策の方向性
- ２－２　前回計画の取組状況

第３章　市民等の意向調査
- ３－１　市民アンケート
- ３－２　関係団体アンケート

第４章　住宅政策の課題

第５章　住宅政策の基本理念・基本目標・基本方針
- ５－１　住宅政策の基本理念
- ５－２　住宅政策の基本目標
- ５－３　住宅政策の基本方針

第６章　住宅施策の展開の方向性
- ６－１　今後の住宅施策の視点
- ６－２　住宅施策の展開の方向性

第７章　重点施策の展開の方向性
- ７－１　重点施策の基本的な方向性
- ７－２　重点施策の展開の方向性

第８章　公営住宅の供給方針
- ８－１　公営住宅の需要推計
- ８－２　将来ストック量の推計
- ８－３　公営住宅の供給方針
- ８－４　公営住宅の管理方針

第９章　計画の推進方策
- ９－１　施策の推進体制
- ９－２　計画の検証と見直し

第１章

住宅事情等に係る現状分析

１－１　人口・世帯数等の現状

１－２　住宅・住環境等の現状

第１章　住宅事情等に係る現状分析

本市における住生活の現状を整理します。

１－１　人口・世帯数等の現状

１－１－１　人口推移と将来推計

●人口減少、少子高齢化が加速。概ね 25 年後には市民の半数近くが高齢者に。

［データ解説］

・国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の人口は、2045 年には 2015 年の約４割減少し、19,525 人になると予想されています。

・15 歳未満の年少人口は 2045 年には 2015 年の約６割近くにまで減少し、総人口の１割未満となります。また、15～65 歳未満の生産年齢人口は約５割減少し、8,776 人に、65 歳以上の老年人口は約２割減少し、9,093 人になると予想されています。

・15 歳未満人口の年少人口及び 15～65 歳未満人口の生産年齢人口が 2045 年には 2015 年の約半数以上減少し続けている中で、65 歳以上の老年人口は減っているものの、総人口に対する割合は増え続け、2045 年には総人口の半数近くが 65 歳以上になると予想されています。

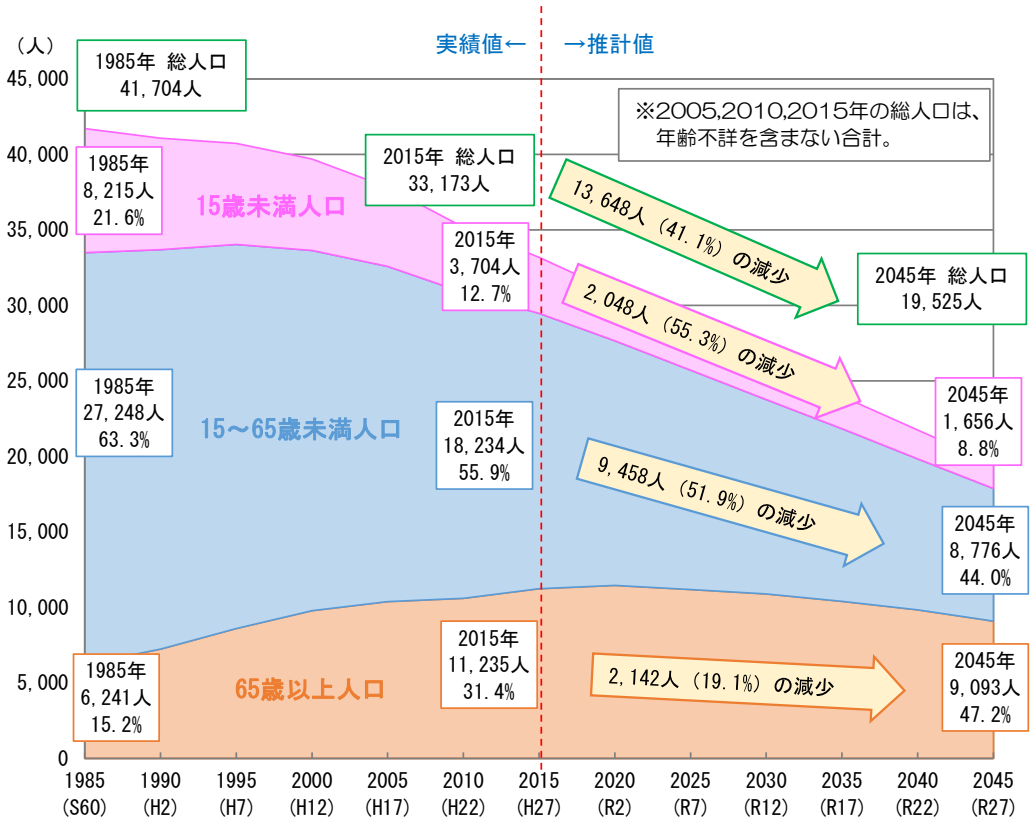

図 1-1　年齢階層別人口の推移と将来推計

資料：S60～H22 まで国勢調査、H27 以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値（平成 25 年３月推計）

１－１－２　人口動態

●自然動態の減少幅が拡大している。

［データ解説］

・自然動態※は、出生より死亡の方が多いマイナスに転じており、その減少幅はマイナス 200～マイナス 300 人で横ばいを保っていましたが、近年はマイナス約 400 人となり、減少幅が拡大しています。

・社会動態※は、年によりばらつきはありますが、転入より転出の方が多いマイナス傾向が続いています。

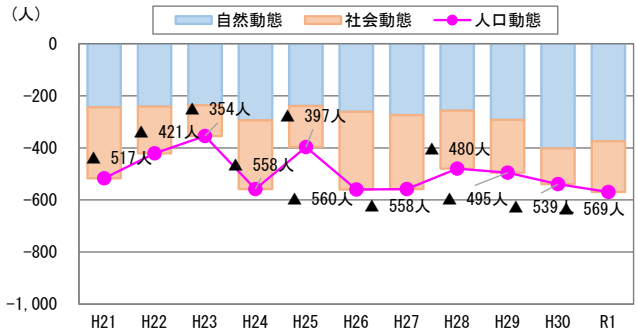

図 1-2　人口動態

資料：新潟県人口移動調査

１－１－３　世帯構成

（１）世帯数・世帯人員

●世帯数は減少傾向。世帯人員も減少が続いている。

［データ解説］

・核家族世帯の増加に伴う世帯人員の減少を背景に増加してきた世帯数は、平成 12 年をピークに減少に転じています。人口減少がさらに進行しているため、世帯人員も減少傾向が続いています。

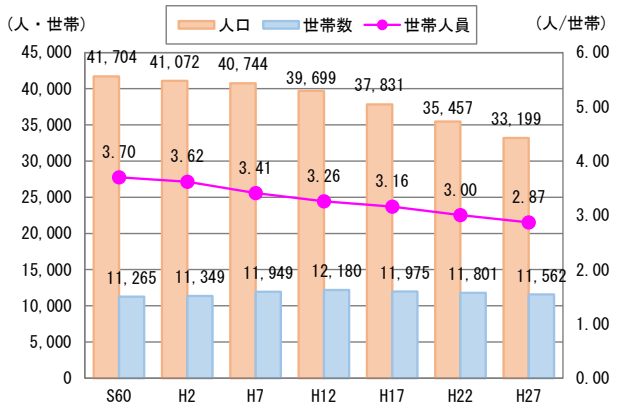

図 1-3　世帯数・世帯人員

資料：各年度国勢調査

※自然動態
　出生・死亡に伴う人口の動き。

※社会動態
　転入・転出に伴う人口の動き。

（２）家族類型別一般世帯数

●約半数が、「単独世帯」「夫婦のみの世帯」「ひとり親世帯」といった小規模世帯。

［データ解説］

・「三世代世帯」は、平成 27 年には平成 17 年の約 7 割にまで減少し、「単独世帯」「夫婦のみの世帯」「ひとり親世帯」といった小規模な世帯が全体の約半数にまで増加しており、世帯の小規模化が進んでいます。

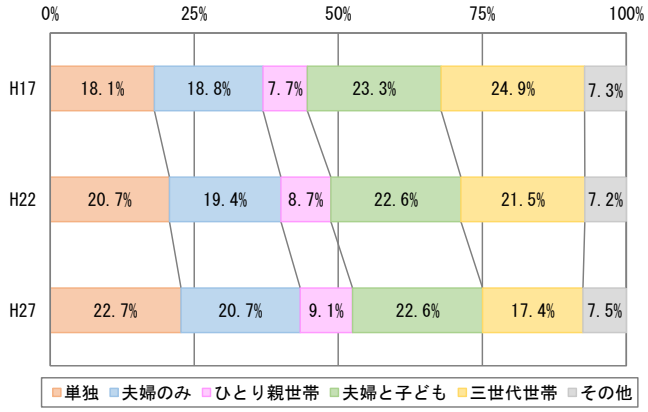

図 1-4　家族類型別一般世帯数

資料：各年度国勢調査

（３）高齢世帯の状況

●「高齢単身世帯」「高齢夫婦世帯」といった「高齢者のみ世帯」が増加。

［データ解説］

・「高齢単身世帯※」「高齢夫婦世帯※」を除く「高齢者を含む世帯」及び「高齢者を含まない世帯」は減少しており、「高齢単身世帯」「高齢夫婦世帯」といった「高齢者のみ世帯」が増加しています。

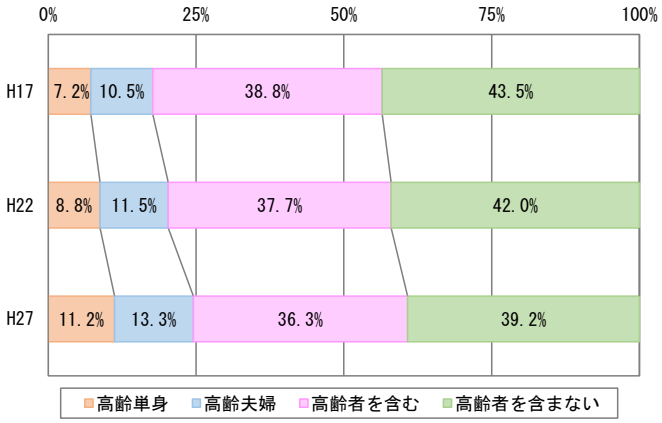

図 1-5　高齢者を含む世帯数

資料：各年度国勢調査

※高齢単身世帯
65 歳以上の人一人のみの一般世帯。

※高齢夫婦世帯
夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯。

１－１－６　地域別の動向

（１）人口規模（H27）

●人口の約７割は、「新井地域」に集積。

［データ解説］

・人口が最も多い地域は、新井地域（24,624 人）で全人口の約７割の人口が集積しており、次いで妙高高原地域（4,765 人,14.3%）、妙高地域（3,810 人,11.4%）となっています。

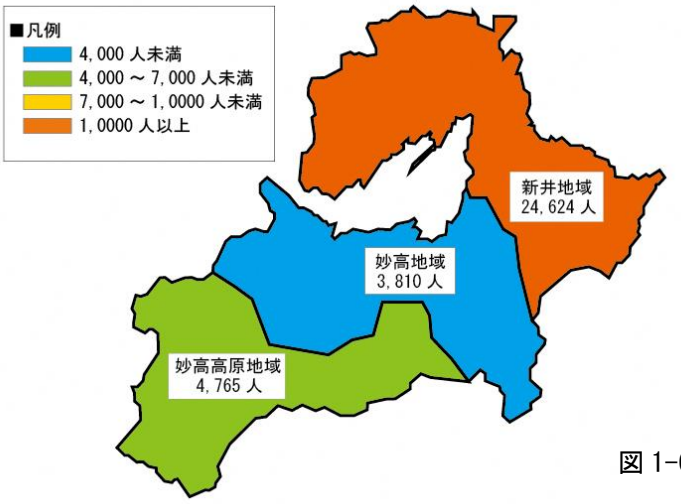

図 1-6　地域別人口（H27）
資料：各年度国勢調査

（２）人口増減率（H27/H22）

●人口は市域全体で減少し、特に「妙高地域」「妙高高原地域」の減少率が高い。

［データ解説］

・市域全体で、平成 27 年の人口は、平成 22 年の人口より減少しています。

・本市の約７割の人口を占める新井地域（マイナス 4.5%）では、人口の減少は他の地域と比較すると穏やかですが、妙高高原地域（マイナス 10.7%）や妙高地域（マイナス 11.9%）では、人口の減少率が高くなっています。

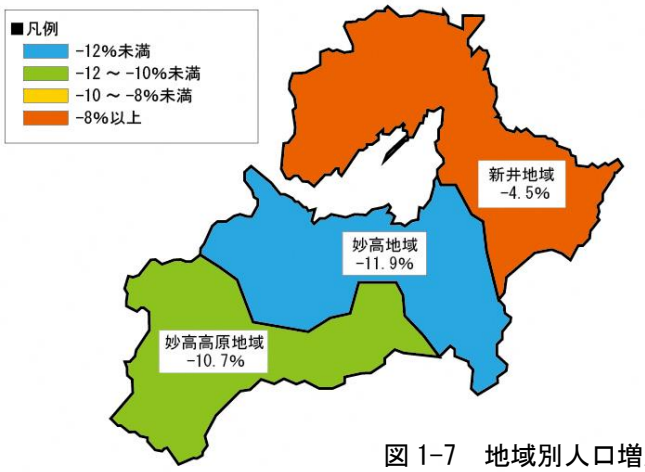

図 1-7　地域別人口増減率（H27/H22）
資料：各年度国勢調査

（３）世帯数増減率（H27/H22）

●世帯数は、市域全体で減少し、特に「妙高地域」の減少率が高い。

［データ解説］

・市域全体で、平成 27 年の世帯数は、平成 22 年の世帯数より減少しています。

・新井地域（マイナス 0.2%）では、世帯数の減少が比較的緩やかですが、妙高地域（マイナス 7.3%）では、世帯数の減少率が高くなっています。

図 1-8　地域別世帯数増減率（H27/H22）
資料：各年度国勢調査

（４）高齢化率（H27）

●「妙高高原地域」の高齢化率が高い。

［データ解説］

・高齢化率※が最も高い地域は、妙高高原地域（41.6%）、次いで妙高地域（37.7%）、新井地域（31.7%）、市平均値は 33.8%となっています。

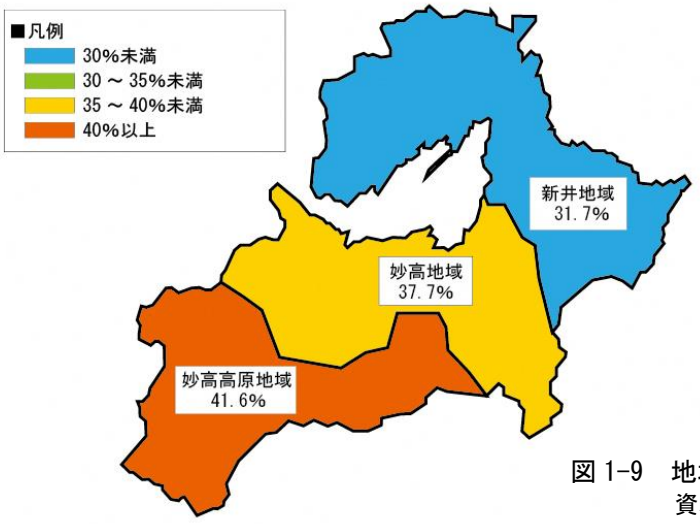

図 1-9　地域別高齢化率（H27）
資料：平成 27 年国勢調査

※高齢化率
65 歳以上の人口が総人口に占める割合。

１－２　住宅・住環境等の現状

１－２－１　住宅ストック※

（１）所有関係別住宅数

●８割以上が持ち家。

［データ解説］

・所有関係別では、持ち家（85.1%）が最も多く、次いで民営借家（11.7%）、公営の借家（2.8%）、給与住宅（0.4%）となっています。

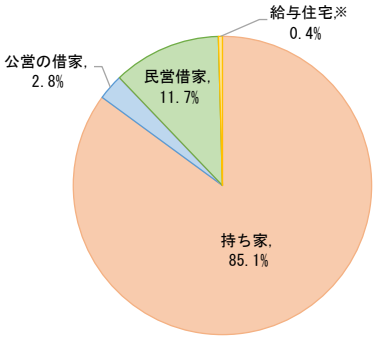

図 2-1　所有関係別住宅数
資料：平成 30 年住宅・土地統計調査

（２）建て方別住宅数

●８割以上が一戸建。

［データ解説］

・建て方別では、一戸建（84.4%）が最も多く、次いで共同住宅（14.5%）、長屋建（0.3%）となっています。

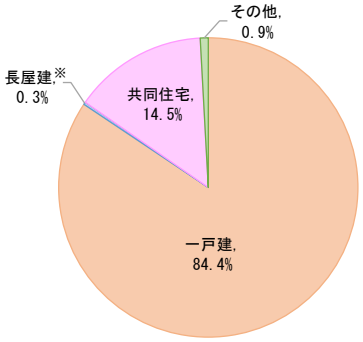

図 2-2　建て方別住宅数
資料：平成 30 年住宅・土地統計調査

※ストック
　ある一時点において貯蔵されている量のこと。

※給与住宅
　会社・官公庁・団体などが所有又は管理していて、職務の都合上又は給与の一部として居住している住宅。

※ＵＲ・公社の借家
　都市再生機構（UR）又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などが所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。

※長屋建
　二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。

（３）構造別住宅数

●８割以上が木造（防火木造を含む）。

［データ解説］

・構造別では、「木造（防火木造※を含む）」で約 85%を占めており、次いで「鉄筋・鉄骨コンクリート造（12.2%）」、「鉄骨造（2.4%）」となっています。

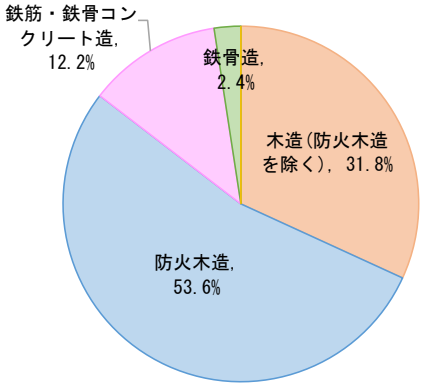

図 2-3　構造別住宅数
資料：平成 30 年住宅・土地統計調査

（４）築年数別住宅数

●約 35%が旧耐震基準の建築物。

［データ解説］

・築年数別では、旧耐震基準※（昭和 56 年改定）の建築物が全体の約 35%を占めています。

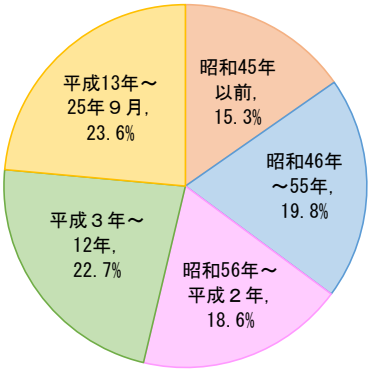

図 2-4　築年数別住宅数
資料：平成 30 年住宅・土地統計調査

※防火木造
　柱・はりなどの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル、サイディングボード、瓦、トタンなどの防火性能を有する材料でできているもの。

※旧耐震基準
　昭和 56 年５月 31 日以前の建築物に適用されている地震に対する建築物の耐久構造の基準を示す総称。それ以降に適用されている基準を「新耐震基準」という。

（３）新設住宅着工戸数

●一定の新築需要が継続。

［データ解説］

・本市の新設住宅着工戸数は、平成 26 年、令和 1 年の消費税増税の影響等により、年によってばらつきはありますが、過去 10 年間では 56～118 戸の着工戸数となっており、一定の新築需要が継続しています。

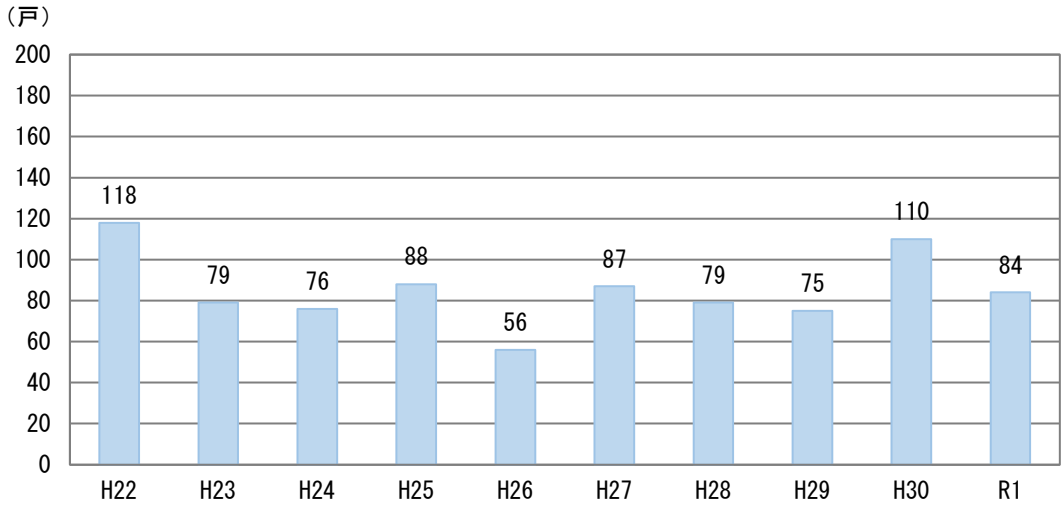

図 2-5　新設住宅着工戸数

資料：各年度新潟県建築統計月報

１－２－２　住宅性能

（１）高齢者対応

●古い住宅ほどバリアフリー化の対応率が低い。

［データ解説］

・高齢者が居住する住宅の一定のバリアフリー化※率は 55.6％となっており、新潟県平均（46.8％）、全国平均（42.4％）より高くなっていますが、未対応の住宅が約半数を占めています。

・高齢者が居住する住宅の高度のバリアフリー化※率は 11.3％となっており、新潟県平均（10.1％）、全国平均（8.8％）より高くなっています。

・建築の時期別一定のバリアフリー化率については、平成２年以前に建てられた建築物の一定のバリアフリー化率は約半数程度にとどまっていましたが、平成３年以降近年に向けて徐々に増加し、平成 13 年～平成 30 年９月までに建てられた建築物は８割近くが一定のバリアフリー化対応済みとなっています。

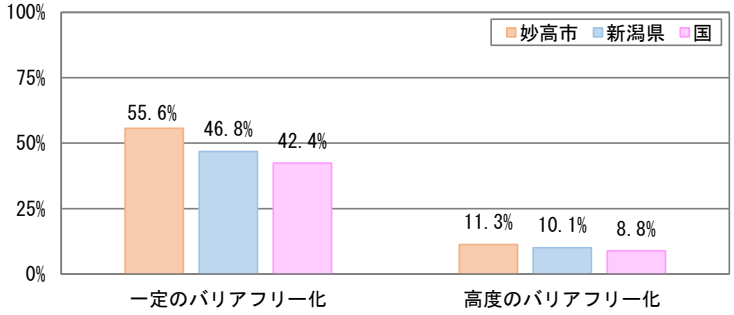

図 2-6　高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率

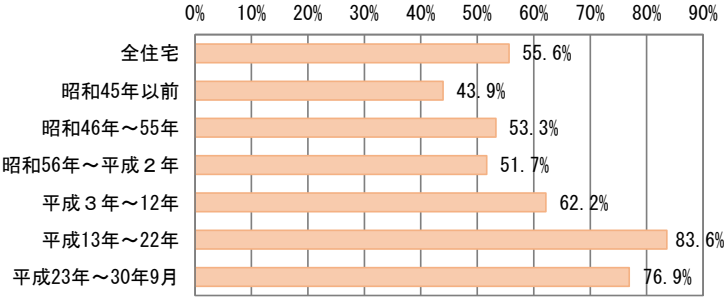

図 2-7　建築の時期別一定のバリアフリー化率

資料：平成 30 年住宅・土地統計調査

※バリアフリー化

高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。障壁（バリア）には、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁が含まれる。

【一定のバリアフリー化】玄関・トイレ・浴室・脱衣所・廊下・階段・居住室等のうち、２か所以上手すりが設置されている又は屋内の段差がないもの。

【高度のバリアフリー化】玄関・トイレ・浴室・脱衣所・廊下・階段・居住室等のうち、２か所以上手すりが設置されており、屋内の段差がなく、車椅子で通行可能な廊下幅を有しているもの。

（２）省エネ対策

●古い住宅ほど、省エネルギー対策未対応である住宅が多い。

［データ解説］

・本市の一定の省エネルギー対策率※は 54.9%、新潟県（50.6%）、国（29.0%）と比較すると高くなっていますが、約半数は未対応となっています。

・平成３年以降に建てられた住宅の約７割で一定の省エネルギー対策がなされていますが、平成２年以前に建てられた住宅は約半数以下と建築時期が古い住宅ほど低い傾向がみられます。

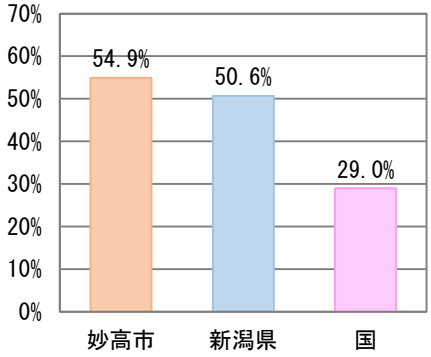

図 2-8　一定の省エネルギー対策率
資料：平成 30 年住宅・土地統計調査

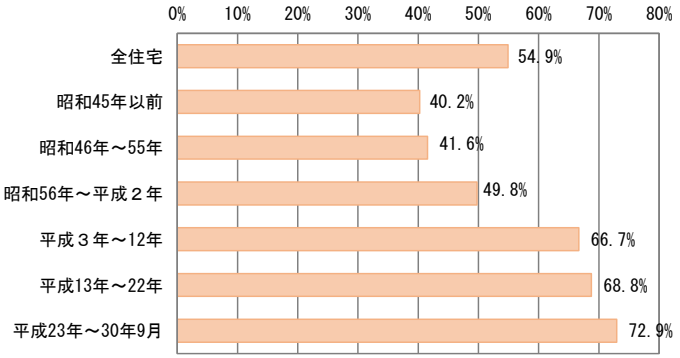

図 2-9　建築の時期別一定の省エネルギー対策率
資料：平成 30 年住宅・土地統計調査

（３）耐震性

●耐震性が不足している住宅は、木造住宅に多く見られる。

［データ解説］

・本市の全住宅の約３割は、耐震性がありません。非木造住宅は約 95%が耐震性を有している住宅ですが、木造住宅は約 67%が耐震性のない住宅となっています。

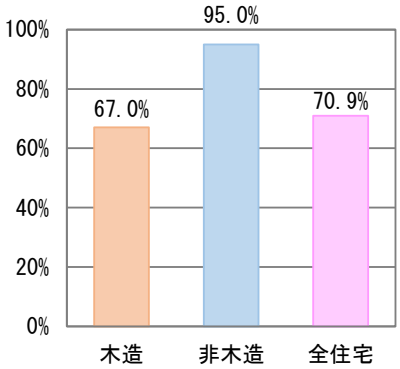

図 2-10　住宅の耐震化率（推計値）
資料：平成 30 年住宅・土地統計調査

※一定の省エネルギー対策
全部または一部の窓に二重サッシまたは複層ガラスを使用すること。

※住宅の耐震化率
新耐震基準を満たしている住宅又は耐震性が確保されている住宅の占める割合。

※新耐震基準
昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築物に適用されている地震に対する建築物の耐久構造の基準。

（４）住宅の広さ

●約４割の子育て世帯が誘導居住面積水準を満たしていない住宅に居住。
●誘導居住面積水準を満たしていない住宅に居住している子育て世帯は借家に多い。

［データ解説］

・子育て世帯※の誘導居住面積水準※（以下「面積水準」という）の達成率は 61.5%であり、県平均（52.6%）、国平均（43.1%）より上回っていますが、約４割の子育て世帯が面積水準に達していません。

・持ち家世帯は、約 88%の世帯が面積水準を満たしていますが、借家世帯の達成率は半数以下と面積水準を満たしている世帯が少ない状況となっています。

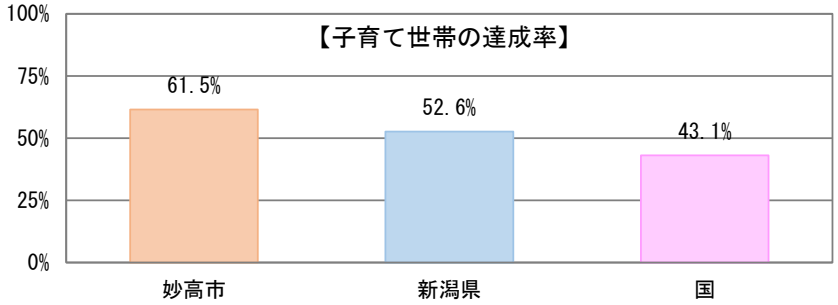

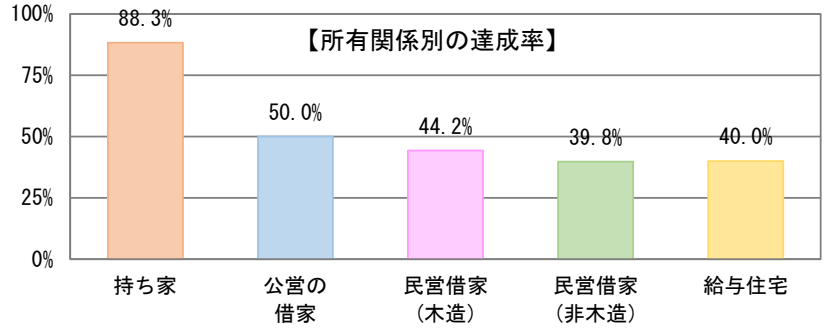

図 2-11　誘導居住面積水準の達成率

資料：平成 30 年住宅・土地統計調査

※子育て世帯
構成員に 18 歳未満の者が含まれる世帯。

※誘導居住面積水準
世帯人数に応じて豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイル※に対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準。都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準からなり、その面積（住戸専用面積・壁芯）は、住宅性能水準の基本的機能を満たすことを前提に以下のとおり定められている。

(1) 一般型誘導居住面積水準	（単身者：55 ㎡	２人以上の世帯：25 ㎡×世帯人数＋25 ㎡）
(2) 都市居住型誘導居住面積水準	（単身者：40 ㎡	２人以上の世帯：20 ㎡×世帯人数＋15 ㎡）

※ライフスタイル
生活の様式・営み方。衣・食・住に関する生活様式・行動様式だけでなく、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方・アイデンティティーなども含まれる。

（５）克雪住宅

●高床落雪式は、雪や水害に強いなどの長所がある反面、高齢者や障がい者には災害時の避難やバリアフリーの面に課題がある。

［データ解説］

・豪雪地として知られる本市では、平成 17 年～令和元年（９月末）の建築確認申請数（535 件）のうち、約 39.1%（209 件）が克雪住宅となっています。

・克雪化されていない既存住宅の克雪対策が大きな課題となっていることから、令和２年度より補助事業を創設し、既存住宅の克雪化を推進しています。

・克雪住宅は、「耐雪式」「落雪式」「融雪式」の三種類がありますが、「耐雪式」は建設費、「融雪式」は維持コスト面の負担が大きいことから、「高床落雪式」が主流となってきました。

・「高床落雪式」は「雪囲い、雪下ろしの作業負荷の軽減」「積雪時の採光確保」「プライバシーの確保が容易」であり、また、近年激甚的な水害に対する「宅内の垂直避難」が注目される一方で、高齢者や障がい者には「階段移動の負担」「火災時の迅速な避難」などバリアフリー面での課題が挙げられます。

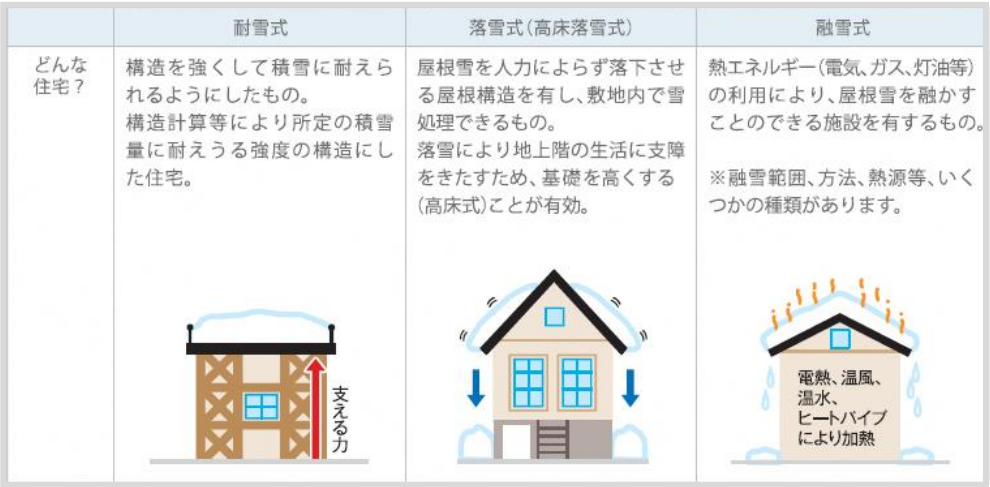

	耐雪式	落雪式（高床落雪式）	融雪式
どんな住宅？	構造を強くして積雪に耐えられるようにしたもの。 構造計算等により所定の積雪量に耐えうる強度の構造にした住宅。	屋根雪を人力によらず落下させる屋根構造を有し、敷地内で雪処理できるもの。 落雪により地上階の生活に支障をきたすため、基礎を高くする（高床式）ことが有効。	熱エネルギー（電気、ガス、灯油等）の利用により、屋根雪を融かすことのできる施設を有するもの。 ※融雪範囲、方法、熱源等、いくつかの種類があります。

図 2-12　克雪住宅の種類

資料：「克雪住宅で安心とゆとりの生活を！」（新潟県）

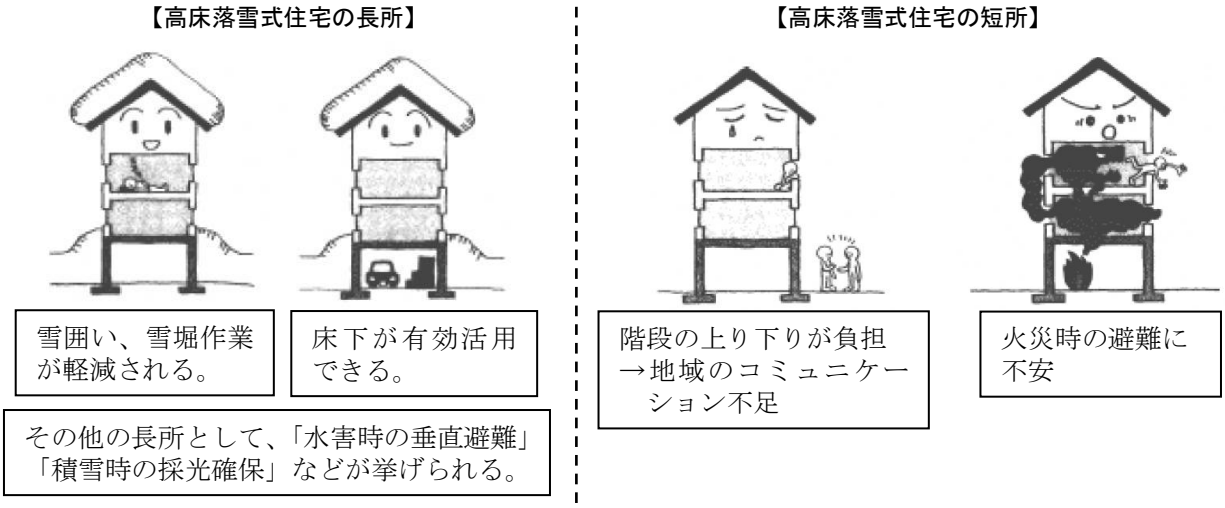

図 2-13　高床落雪式住宅の特徴

資料：「屋根雪の処理方法の特徴や工夫に関する資料」（新潟県）

１－２－３　住宅市場

（１）持ち家の取得手段

●持ち家の取得手段は、「建替え」「新築」が多く、「中古住宅」は少ない。

［データ解説］

・持ち家の取得手段は、「建替え（33.8%）」が最も多く、次いで「新築（31.3%）」「相続・贈与（18.6%）」が多くなっています。

・一方で「中古住宅（7.8%）」「建売（2.4%）」などによる持ち家取得は少なくなっています。

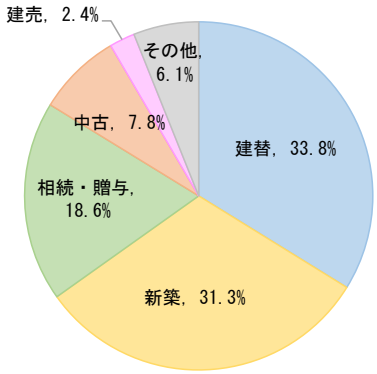

図 2-13　持ち家の取得手段
資料：平成 30 年住宅・土地統計調査

（２）住宅リフォーム※

●リフォーム実施率※は、５～７%程度でほぼ横ばい。

［データ解説］

・リフォーム実施率は、年によってばらつきはありますが、５～７%程度の実施率となっており、県平均を上回る実施率となっています。

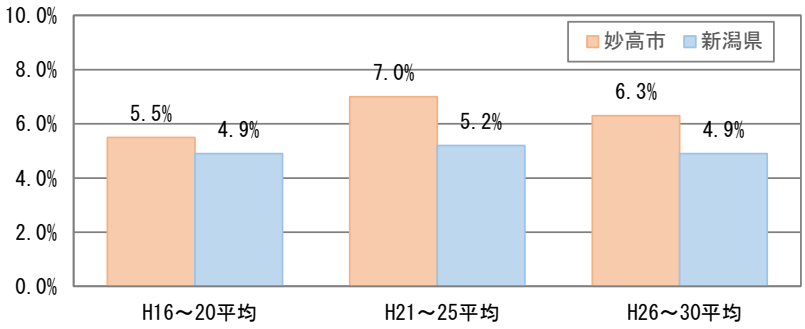

図 2-14　リフォーム実施率の推移
資料：各年度住宅・土地統計調査

※住宅リフォーム
　居住の改築や改装のことで、特に外装の塗り直しやキッチンの設備の変更、壁紙の張り替えなど、老朽化した建物の機能改善や新築に近い状態に戻す工事のこと（原状回復）。

※リフォーム実施率
　居住世帯のある住宅戸数に対する年間リフォーム実施戸数の占める割合。

（３）空き家

●住宅総数の２割近くが空き家である。
●特定空き家等の数は、横ばい傾向が続いている。

［データ解説］

・本市では、平成 18 年から空き家の実態調査を行っており、それによると、空き家数は平成 27 年度まで増加傾向となっていましたが、平成 28 年度以降は減少傾向に転じています。
・各年度住宅・土地統計調査によると、空き家率は、平成 30 年時点で 17.7%となっています。
・空き家を種類別に見ると、「売却用」の戸数は減少していますが、「別荘等」「賃貸用」「その他」は増加しています。長期間に渡り住人が不在で、管理が不十分で空き家問題の原因となるケースが多い「その他の空き家」が最も多くなっています。
・空き家のうち、放置することが不適切な状態にある特定空き家等の数は、横ばい傾向が続いています。

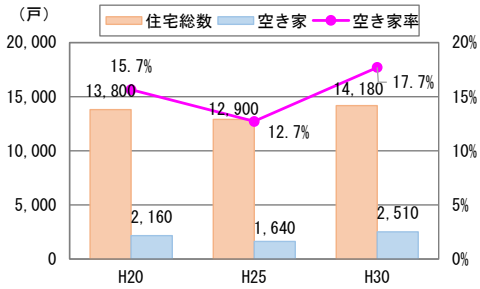

図 2-14　空き家率の推移
資料：各年度住宅・土地統計調査

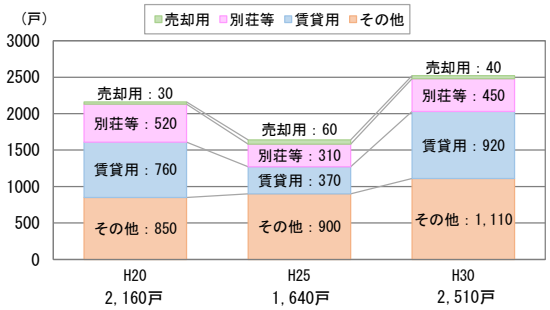

図 2-15　種類別空き家数の推移
資料：各年度住宅・土地統計調査

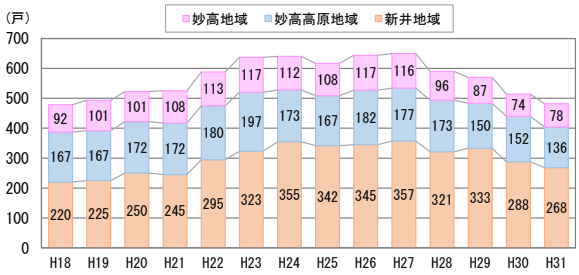

図 2-16　年間の空き家数の推移
資料：第 2 期妙高市空き家等対策計画

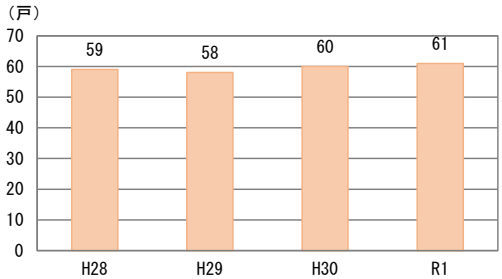

図 2-16　特定空き家数の推移
資料：第 2 期妙高市空き家等対策計画

■空き家の種類

【売却用】　新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅。
【二次的用】週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅や、ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅。
【賃貸用】　新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅。
【その他】　上記以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など。

■特定空き家等

以下のいずれかの状態にあると認められるものをいいます。
①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
市長は、特定空き家等の所有者等に対し、除却、修繕等必要な措置をとるよう助言又は指導、勧告、命令等を行うことができます。

１－２－４　住宅セーフティネット※

（１）障がい者

●障害者手帳所持者数は、ほぼ横ばい傾向。

［データ解説］

・本市の障害者手帳所持者数は、ほぼ横ばいとなっていますが、本市人口の減少にともない、障害者手帳所持者数の占める割合は年々増加しています。

・令和１年 3 月 31 日現在の人口に対する障害者手帳所持者の割合（5.91%）は、全国平均（7.67%、令和１年度）や新潟県平均（6.45%、平成 30 年度）より低くなっています。

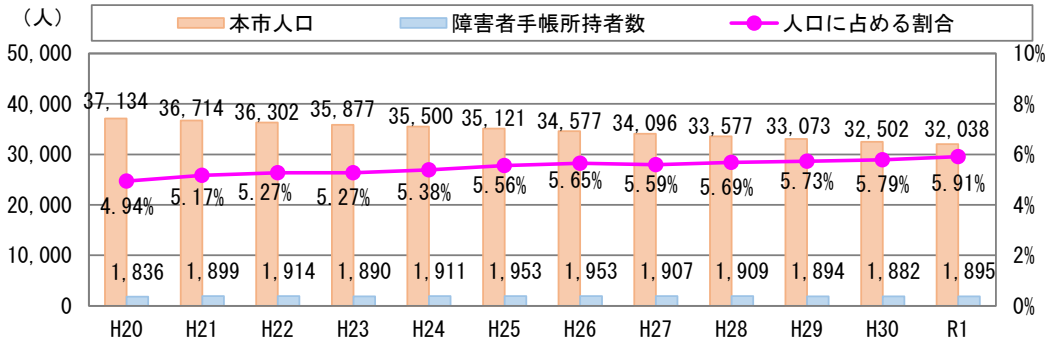

図 2-16　障害者手帳所持者数の推移

資料：第 4 期妙高市障がい者福祉計画

（２）居住水準

●最低居住面積水準を確保できていない世帯がある。

［データ解説］

・なるべく早期にすべての世帯の達成を目指す「最低居住面積水準※」については、本市では、県(3.5%)、国(6.6%)の未満率を下回っていますが、面積水準を達成していない世帯数が1.6%あります。

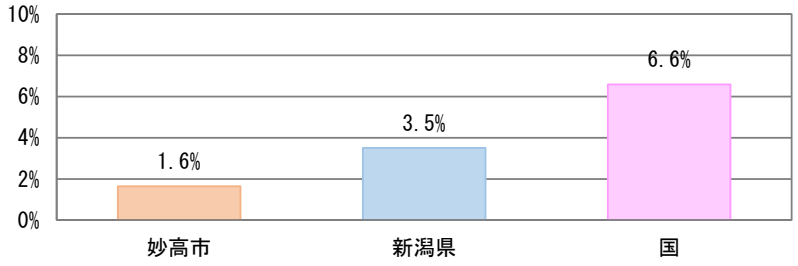

図 2-17　最低居住面積水準の未満率

資料：平成 30 年住宅・土地統計調査

※住宅セーフティネット

低額所得者、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の住宅確保に関わる社会的・個人的な危機に対応する方策、安全策。

※最低居住面積水準

世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活の基本とし必要不可欠な住宅の面積に関する水準。その面積（住戸専用面積・壁芯）は、住宅性能水準の基本的機能を満たすことを前提に、以下のとおり定められている。

(1) 単身者：25 ㎡
(2) ２人以上の世帯：10 ㎡×世帯人数＋10 ㎡

１－２－５　災害リスク

（１）水害

●妙高高原地域～新井地域にかけての関川圏域※で浸水リスクが高い。

［データ解説］

・平成７年７月に本市を含む新潟県上越地方、長野県北信地方、富山県東部地域を中心に集中豪雨が発生し、妙高高原地域から新井地域にかけての関川沿いで大きな被害を受けました。

・新井地域の平坦部を中心に浸水想定区域が見られるなど、浸水被害のリスクが高い地域が広く分布しています。

・本市では、令和元年度より「妙高市洪水ハザードマップ」を作成し、川の氾濫により、どのような浸水被害になるのかを公表しています。

資料：国土交通省
「平成７年７月豪雨災害」より

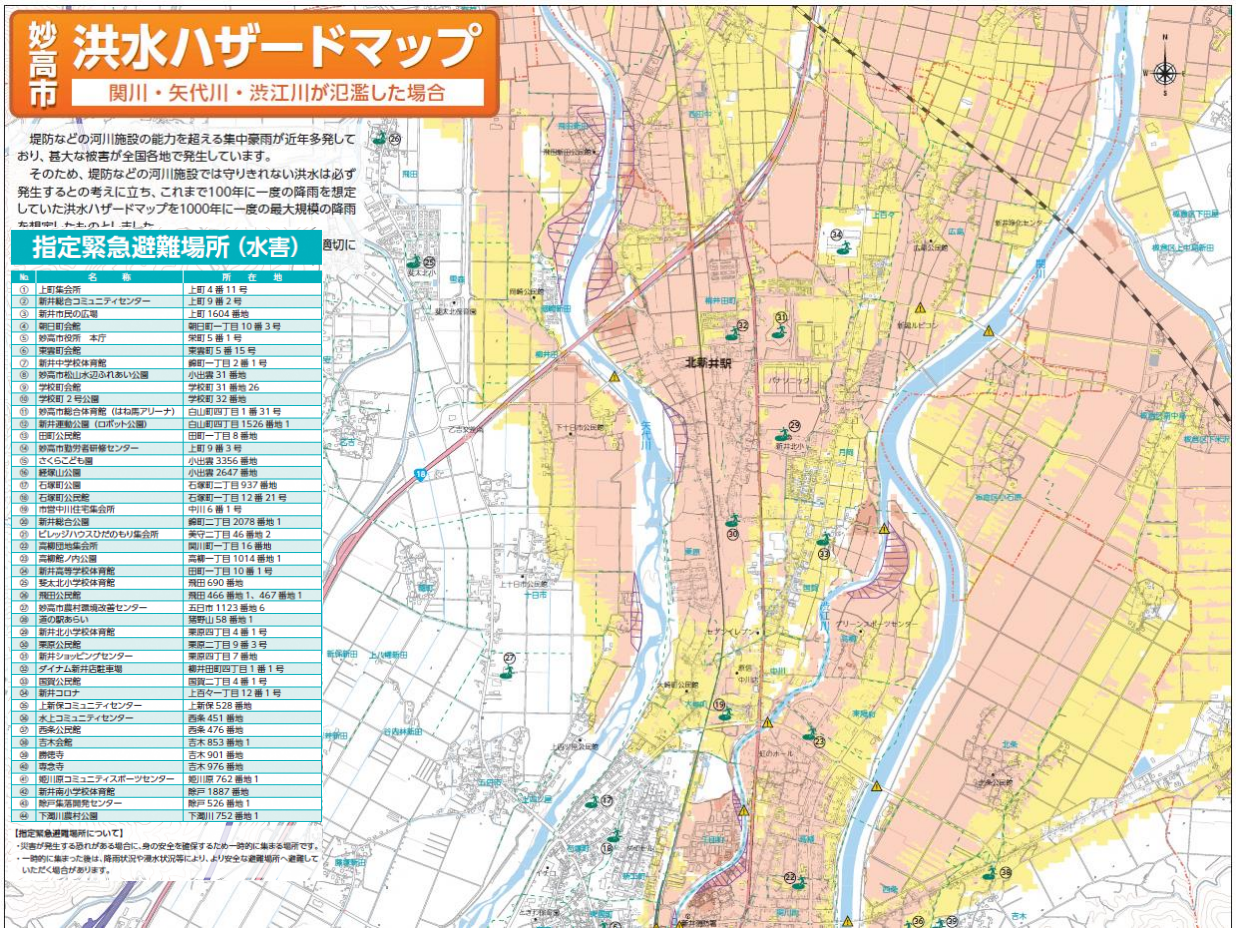

図 2-18　妙高市洪水ハザードマップ※（全体図）

※ハザードマップ
　災害発生時に住民が安全に避難できるように、予想される被害の規模や避難場所、避難経路や避難方法などを地図上に示したもの。

※関川圏域
　一級河川である関川をはじめ、関川に流れ込む 78 河川流域のことを示す。

（２）土砂災害

●一部地域の集落では、土砂災害のリスクがある。

［データ解説］

・本市は、豊かな自然に恵まれている反面、地すべり地帯や急峻で脆弱な地形、地質等の地勢的条件により、豪雨や融雪などによる土砂災害の危険性が高い地域です。

・新井地域は一部地域の市街地近くまで土砂災害が発生するリスクがあり、多くの住宅に被害が及ぶおそれがあります。

・妙高高原地域及び妙高地域は山に囲まれているため、１ヵ所での土砂災害のリスクが大きく、地区全体に被害が及ぶおそれがあります。

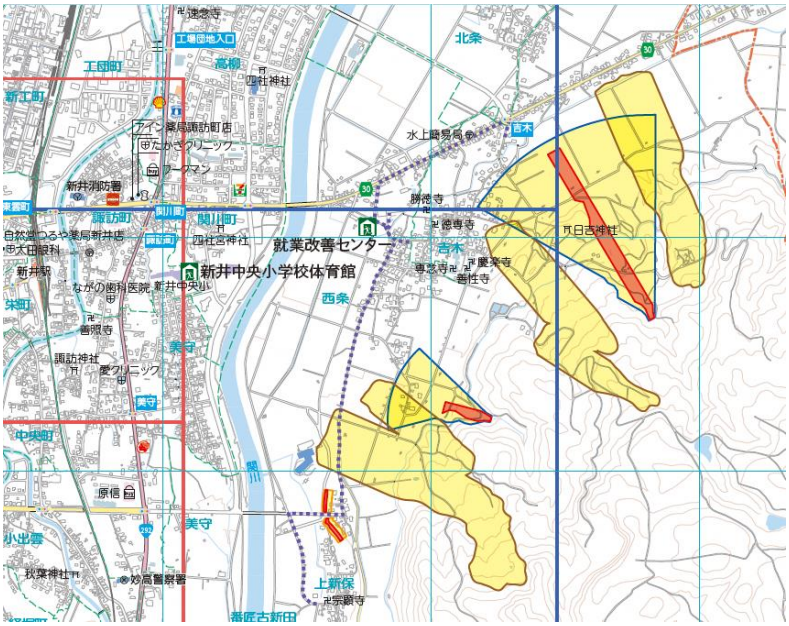

図 2-19　土砂災害ハザードマップ（新井地域一部）

資料：妙高市防災と暮らしのガイド（2018 保存版）

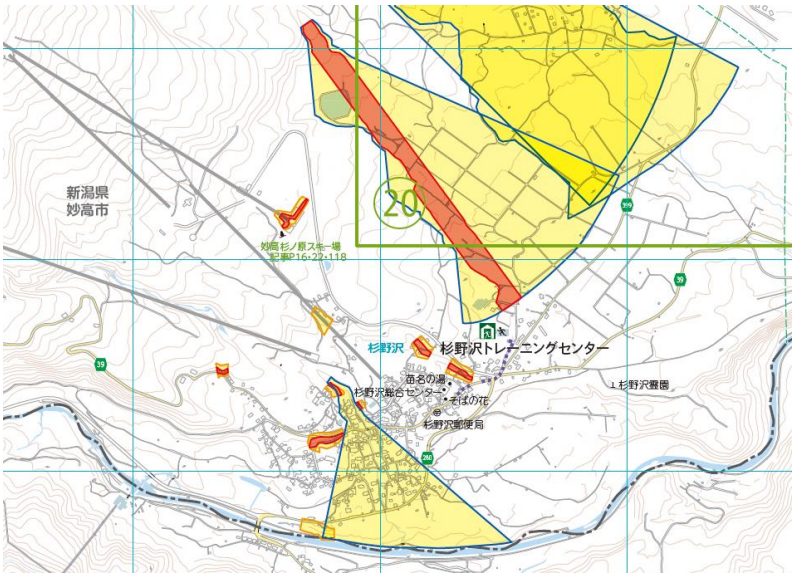

図 2-20　土砂災害ハザードマップ（妙高高原地域一部）

資料：妙高市防災と暮らしのガイド（2018 保存版）

（４）地震

●本市では、大地震が発生する可能性が高いと想定されている。

［データ解説］

・本市が直接被害を受ける震度５以上の大規模な地震は発生していませんが、新潟県内では最大震度７を記録した新潟県中越大震災（平成 16 年 10 月 23 日発生）など、大規模な地震が発生しています。

・新潟県が行う地震被害想定調査検討委員会では新潟県内及び周辺の内陸･海域で想定される大規模地震により予想される物的・人的被害の状況を総合的に把握し、発生する可能性のある地震を想定しています。

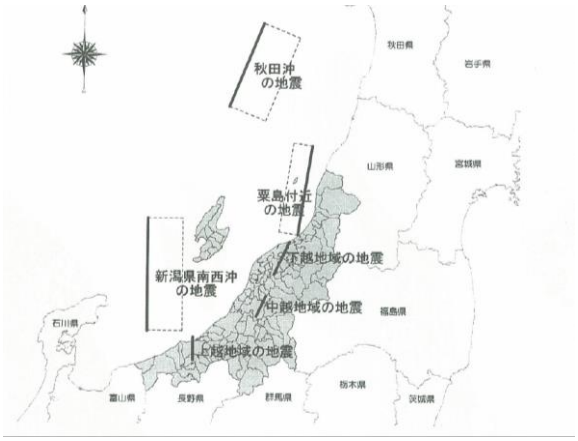

図 2-21　想定震源の位置
資料：新潟県地震被害想定調査報告書
（平成 10 年３月）

・また、想定した地震以外にも、県内に被害を起こす地震が本県やその周辺において発生する可能性があります。

・本市には、高田平野断層帯※がかかっており、本断層帯は主な活断層の中では、今後 30 年の間に大地震が発生する可能性が高いグループに属しており、本市全域における早期の地震対策が必要となります。

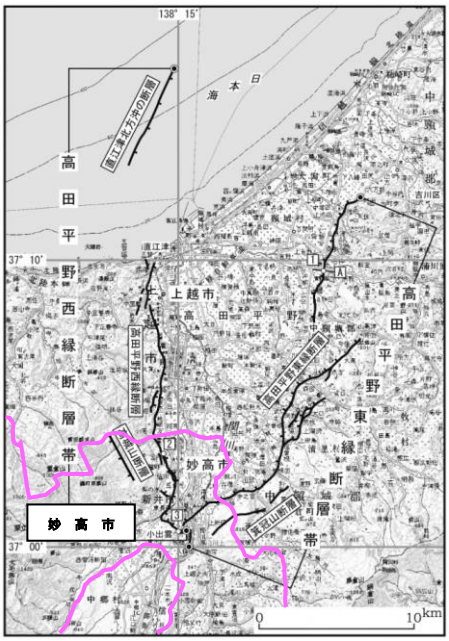

図 2-22　高田平野断層帯
資料：地震調査研究推進本部　高田平野断層帯

※高田平野断層帯
高田平野の東西両縁部に分布する活断層帯であり、「高田平野西縁断層帯」及び「高田平野東縁断層帯」からなる。高田平野西縁断層帯は、上越市直江津地方沖から妙高市に至る長さ約 30km の断層帯である。高田平野東縁断層帯は上越市から妙高市に至る長さ約 26km で概ね北北東～南南西方面と延びる断層帯である。両断層帯ともに地震が発生した場合の規模はマグニチュード 7.2～7.3 の大地震になると推定されている。

（５）降雪状況

●特別豪雪地帯※に指定される豪雪地。

［データ解説］

・本市は、特別豪雪地帯※に指定されており、全国有数の豪雪地となっています。

・本市に降る雪は、高緯度地方の雪と異なり、非常に湿った重い雪であり、長期にわたって深い積雪が継続することが特徴となっています。

・豪雪により、平成 18 年～平成 25 年までの間に死亡者 10 名、負傷者 81 名、建物の全壊・一部損壊 119 棟と家屋の倒壊や雪下ろし作業中の人身事故等の被害が発生しています。

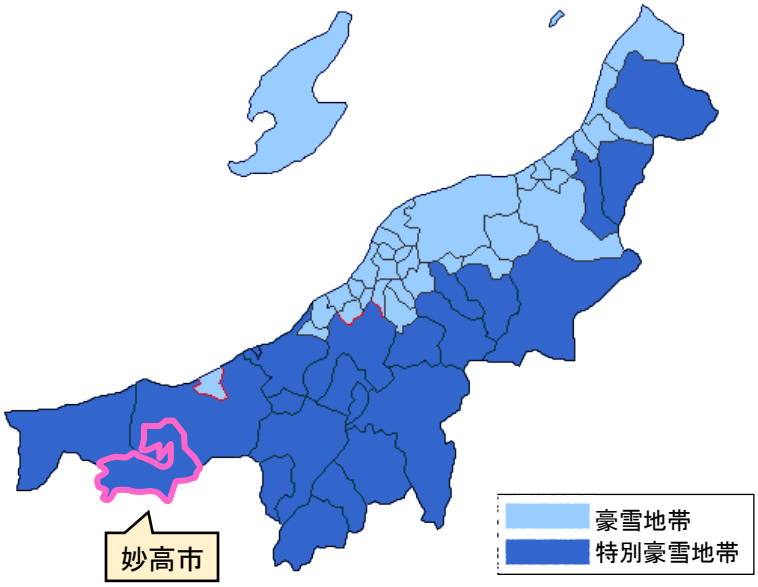

図 2-21　豪雪地帯の地域指定状況

資料：国土交通省ホームページ

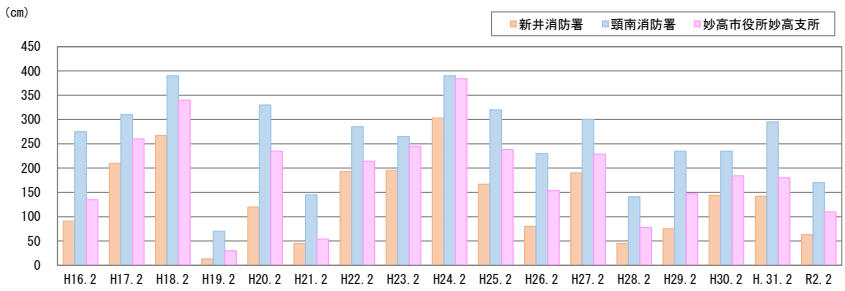

図 2-22　年度別最大積雪深の推移

資料：妙高市調べ

■妙高市の雪と克雪住宅のメリット

本市全域は建築基準法施行令に定める「多雪地域」に指定されています。住宅を設計する場合の積雪の単位荷重は 29.4N/cm（1cm あたり約 3kg/㎡）以上です。屋根雪の積雪荷重は新潟県の条例により次表の通り定められています。

地域	垂直積雪量
新井地域	250cm
妙高高原地域	300cm
妙高地域	300cm

新潟県積雪荷重運用基準では、自然落雪や融雪装置など屋根の克雪化を図った場合には、屋根の積雪量を 1m まで低減できるとされており、克雪化のメリットが規定されています。

※特別豪雪地帯

積雪が特に甚だしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が政令で定める基準等に基づき指定した地域。

≪このページ空白≫